

平成 27 年 11 月 2 日

お 知 ら せ

件 名	新たな土地改良長期計画に関する地方懇談会（北海道ブロック）の開催
-----	----------------------------------

お知らせ内容

北海道開発局及び農林水産省は、新たな土地改良長期計画の検討に当たり、「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会」委員と農業農村整備に携わっている方々と意見交換を行い、現場の実情や課題等について認識を共有するとともに、そこで得られた提案、意見を今後の審議に活かすことを目的として、「新たな土地改良長期計画に関する地方懇談会（北海道ブロック）」を開催します。

記

開催概要：別紙 1 のとおり

日 時：平成 27 年 11 月 13 日（金）13：30～16：00

場 所：TKP 札幌駅カンファレンスセンター 3 階 カンファレンスルーム 3C
（北海道札幌市北区北 7 条西 2 丁目 9）

出席者：別紙 2 のとおり

（予定）

議 題：(1) 新たな土地改良長期計画の策定について

（予定）(2) 北海道の農業農村整備の概況等について

(3) 地方代表者による意見・要望等

(4) 質疑・応答

(5) 意見交換

傍聴・取材を希望される方へ：

1 一般傍聴及び報道機関の取材について

会場の席（30 名程度）に限りがありますので、傍聴を希望される方は、以下のいずれかにより 11 月 12 日（木）12 時必着でお申込み願います。

① 別紙 3 「傍聴・取材申込書」を事務局（FAX:011-709-2145）へ FAX

② 氏名、住所、連絡先及び所属（会社名等）を事務局（suisinsitu@hkd.mlit.go.jp）へメール

2 別紙 4 「傍聴する場合の留意事項」に従って傍聴願います。

3 傍聴・取材を希望される方の駐車場の御用意はありません。

公共交通機関を御利用の上、お越しく下さい。

問 合 せ 先	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
	北海道開発局 農業計画課	事業計画推進官	松野 康夫	011-709-2311 内線 5 5 1 3
	北海道開発局 農業計画課	負担対策専門官	佐々木 信也	011-709-2311 内線 2 0 6 8

開催概要

土地改良長期計画は、土地改良法に基づき、土地改良事業の計画的な実施に資するため、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものです。「食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会」では、本年8月7日に農林水産大臣からの諮問を受け、新たな土地改良長期計画の策定に向けた本格的な審議に着手しております。

新たな土地改良長期計画の検討に当たり、当部会委員と各地方の現場で農業農村整備に携わっている方々との意見交換を行う機会を設け、現場の実情や課題等について認識を共有するとともに、そこで得られた提案、意見を今後の審議に活かすことを目的として開催します。

現行の土地改良長期計画については、次の URL で御覧になれます。

URL : <http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/>

出席者（予定）

地方代表者

おだ こ
小田 たず子 NPO 法人農業応援団あぐり・びれっじ 理事

かたやま けんや
片山 健也 ニセコ町長

さかき たかひろ
榎 孝弘 株式会社岡本農園 代表取締役

なべやま ひろかず
鍋山 洋一 農業生産法人有限会社 NOAH 代表取締役

はまだ こういち
浜田 剛一 北海道経済連合会 常務理事

まえやま けいじ
前山 啓二 北海道土地改良事業団体連合会 専務理事

むらかみ みつお
村上 光男 北海道農業協同組合中央会 常務理事

食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会委員

こうの やすこ
河野 康子 （一社）全国消費者団体連絡会 事務局長（共同代表）

なかしま やすひろ
中嶋 康博 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

もり くみこ
森 久美子 作家、北海道農業・農村振興審議会 委員

（五十音順、敬称略）

傍 聴 ・ 取 材 申 込 書

FAX 送信先 011-709-2145 北海道開発局農業水産部農業計画課
地方懇談会北海道ブロック事務局

氏名（ふりがな）：

住所：

連絡先：

所属（会社名等）：

- ※御提供いただいた個人情報は、当日の確認用にもみ使用し、他の目的には使用しません。
- ※会場の都合により傍聴者数を制限する場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- ※傍聴いただけない場合は、事前に御連絡いたします。

<問合せ先>

地方懇談会北海道ブロック事務局
(北海道開発局農業水産部農業計画課)
電話：011-709-2311 (内線 2068)
FAX：011-709-2145

傍聴する場合の留意事項

傍聴に当たり、次の留意事項を遵守^{じゅんしゅ}してください。これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

- (ア) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (イ) 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴すること。
- (ウ) 傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。
 - ・ 委員及び意見公述人の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・ 傍聴中の入退室（ただし、やむを得ない場合を除く。）
 - ・ 報道関係者の方を除き、会場においてのカメラ、ビデオ、ICレコーダー、ワイヤレスマイク等の使用
 - ・ 新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書
 - ・ 飲食及び喫煙
- (エ) 銃砲刀剣類その他危険なものを議場に持ち込まないこと。
- (オ) その他、委員長及び事務局職員の指示に従うこと。